

# 令和元年度県外若年者U I Jターン促進イベント開催業務委託 に係る企画提案競技（コンペ方式） 募集要項

## 1 趣旨

県出身者が進学や就職に伴い多数転出している福岡県からの若年者U I Jターンを促進するため、就職関連イベントを開催するとともに、福岡市中心部に令和2年4月に開設予定の拠点施設の効果的な運営に資するため、「大分県拠点施設(福岡市中心部)マーケティングチーム(以下「マーケティングチーム」という。)」を運営することを目的とする「令和元年度県外若年者U I Jターン促進イベント開催業務」に係る委託先の選定に関し、企画提案（コンペ方式）に参加しようとする者（以下「提案競技参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定める。

## 2 契約に付する事項

- (1) 業務名 令和元年度県外若年者U I Jターン促進イベント開催業務
- (2) 履行場所 大分県大分市大手町3丁目1番1号  
大分県商工観光労働部雇用労働政策課
- (3) 履行期間 契約締結日から令和2年3月31日まで
- (4) 業務概要 別紙「令和元年度県外若年者U I Jターン促進イベント開催業務委託仕様書」による
- (5) 支払限度額（案） 3,160,000円（消費税を含まない）
- (6) 著作権  
本業務にあたり作成した資料、ロゴマーク等一切の著作権は、大分県に帰属するものとする
- (7) 収集データ  
本業務で収集した個人情報を含むデータは県が保有するものとする。
- (8) 機密の保持  
受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (9) 個人情報の保護  
受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）等関係法令を遵守すること。

## 3 公募方法

大分県庁ホームページ(<http://www.pref.oita.jp>)に募集要領を掲載し、広く公募する。

#### 4 参加資格等

企画提案競技への参加は、次の基準を全て満たしている者とする。

- (1) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。なお、同種の事業実績がない場合であっても、必要な経営基盤を有する企業は対象とする。
- (2) 次の①から⑤までの各項目のいずれにも該当しないこと。
  - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当する場合
  - ② 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合
  - ③ 県税を滞納している場合
  - ④ 営業年数が 1 年未満である場合
  - ⑤ 経営者等（法人にあっては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあってはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）である場合
- (3) 書類の提出期限日において、現に大分県の指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (5) 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とするものでないこと。
- (6) 大分県庁で行うプレゼンテーションに参加すること。

#### 5 提出書類

企画提案競技への参加を希望するものは、以下のとおり書類を提出すること。

- (1) 参加申込書  
「企画提案競技参加申込書」（別紙様式 1）を令和元年 9 月 18 日（水）17 時までに提出すること。（電子メールまたは F A X で申込むこと。なお、電子メールまたは F A X の送信後は必ず電話で雇用労働政策課担当（下記（4））宛てに着信確認すること。
- (2) 参加資格誓約書  
「企画提案競技参加資格誓約書」（別紙様式 2）を企画提案書等の提出期限（令和元年 9 月 25 日（水）17 時）までに持参または簡易書留郵便で提出すること。
- (3) その他  
定められた期限までに参加申込書の提出がない場合は、不参加とみなす。  
また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（別紙様式 3）」を提出すること。

(4) 参加申込書等提出先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号  
大分県商工観光労働部雇用労働政策課 若年者就業支援班  
T E L 097-506-3331、3332 F A X 097-506-1756  
メール a14310@pref.oita.lg.jp

## 6 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問の受付は、全て「質問書」(別紙様式4)にて行うものとし、質問書は電子メールまたはFAXで提出すること。なお、電子メールまたはFAXの送信後は、必ず電話で雇用労働政策課担当(下記(2))宛てに着信確認すること。

(2) 質問書の提出先及び提出期限

- ① 提出期限 令和元年9月18日(水)17時まで
- ② 提出先 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号  
大分県商工観光労働部雇用労働政策課 若年者就業支援班  
T E L 097-506-3331、3332 F A X 097-506-1756  
メール a14310@pref.oita.lg.jp

(3) 回 答

令和元年9月20日(金)までに、参加申込みのあった者すべてに対して、電子メールまたはFAXで回答する。

## 7 企画提案について

(1) 企画提案書の提出

業務の目的等に留意のうえ、下表の企画提案書等を作成し、8部を提出期限までに持参または簡易書留郵便にて提出すること。(A4サイズ。長辺綴じ(ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルすること。))

1	表紙	会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。
2	企画提案書	仕様書に沿って、業務を実施する年間スケジュール、イベントごとの業務の流れ、イベント当日の実施手法、開催場所、広報手段(SNS等を活用)等について本事業の趣旨を踏まえて企画・提案すること。

3	実績、経歴 の説明	過去に同種もしくは類似の事業実績があればその実績（事業名、事業主体、期日、規模等）を記載すること。 なお、広報の成果物（チラシ等）も添付すること。
4	業務実施体制表	本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にして添付すること。また、県との打合せ等に出席する専任担当者を明記すること。
5	個人情報保護に関する 事項	個人情報保護に関する体制を記載すること。
6	見積書	実施予定のイベント等、項目ごとにその単価、金額を記載すること。

(2) 企画提案書等の提出先及び提出期限

- ① 提出期限 令和元年9月25日（水）17時まで
- ② 提出先 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号  
大分県商工観光労働部雇用労働政策課 若年者就業支援班

(3) その他

1者につき1提案とする。また、提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。

## 8 審査及び結果通知

(1) 審査

企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案1件を選定する。なお、提案競技参加者が多数の場合、大分県雇用労働政策課長は予備審査を行うことができる。予備審査を実施した場合は、その結果を全ての企画提案者にメールまたはFAXで通知する。なお、審査委員会は令和元年10月1日（火）（予定）。

(2) 審査委員会

審査委員会は、企画提案にかかるプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの時間は、1者15分以内とし、超過した場合はその時点で打ち切る。その後、審査委員による質疑を行う。なお、質疑は15分以内とする。

(3) 審査基準

審査に当たっては企画提案内容、業務遂行能力等に基づき、別表「審査基準」とおり総合的に評価する。

(4) 審査結果

審査結果は、令和元年 10 月 2 日（水）を目処に審査委員会に出席した全ての企画提案者に対して文書により通知する。

(5) 委託候補者の選定等

最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。また、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

**9 参加申込書等の入手方法**

参加申込書等の様式については、大分県商工観光労働部雇用労働政策課のホームページからダウンロードして入手すること。

**10 その他**

- (1) 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定業務以外には使用しない。
- (3) 提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。  
ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、県が必要と認める場合には、県は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいいます）できるものとする。
- (4) 契約に当たっては、企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により必要に応じて修正することができるものとする。

**11 参加申込書・企画提案書等の提出及び本事業に関する問い合わせ先**

〒870-8501 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

大分県商工観光労働部雇用労働政策課 若年者就業支援班

電 話 097-506-3331、3332

F A X 097-506-1749